

海田町障がい者基幹相談支援センター運営業務 企画提案募集要領

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域支援体制の構築を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年放第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７７条の２に規定する「海田町障がい者基幹相談支援センター」の運営業務（以下「本業務」という。）について、町と契約を締結する意思のある事業者から公募型プロポーザルにより広く提案を募り、提案内容、事業実施の能力等の審査を行い、最も事業の遂行に適格との受託候補者を選定するため、企画提案を募集します。

１ 業務の概要

(1) 業務名

海田町障がい者基幹相談支援センター運営業務

(2) 委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約金の上限額

１２，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

２ 対象経費

報酬，給料，職員手当等，賃金，共済費，報償費（謝金），旅費，需用費（消耗品費，燃料費，食糧費（会議費），印刷製本費，光熱水費，修繕費），役務費（通信運搬費，手数料，保険料，広告料），委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，扶助費，負担金，補助金，助成金，交付金

※ 備品購入費については，購入予定備品の内容を見積書に記載してください。

３ 企画提案書の提出方法等

(1) 提出期限

令和７年１月１４日（火）１２時まで（必着）

(2) 提出先

海田町福祉保健部社会福祉課（〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号）

(3) 提出書類の種別及び部数等

	名称	種別	部数	備考
1	提出前チェックリスト	別紙 1	1 部	
2	企画提案参加申込書	別紙 2	1 部	
3	企業・団体の概要	別紙 3	1 部	
4	業務委託見積書	別紙 4	1 部	年度別・事業別で作成
5	企画提案書	—	10 部 (※ 1)	「5 企画提案書の記載事項」 参照
6	配置予定支援員調書	別紙 5		
7	事業報告書及び収支決算書	—	1 部	令和 5 年度のもの
8	法人の登記簿謄本	—	1 部	3 か月以内のもの
9	定款又はこれに代わるものの写し	—	1 部	
10	役員名簿	—	1 部	
11	国税，県税，町税の納税証明書	—	各 1 部	滞納がないこと。(※ 2)
12	その他，町が必要と認める書類	—	—	指示があった場合のみ提出

※ 1 ・ 5 番及び 6 番の順序で A 4 版のフラットファイルに綴じて提出してください。
(折り込みでの A 3 用紙の使用は可)

・ 10 部中 8 部は提案者等の名称を記載しないでください。

・ 提案者名を記載したものと記載していないものは別々に提出してください。

※ 2 広島県内に営業所等がない等の理由により，広島県税の納付義務がない場合には「広島県税については納付義務がありません。」，海田町内に営業所等がない等のため海田町税の納付義務がない場合には「海田町税の納付義務がありません」と企画提案参加申込書（別紙 2）の余白部分に記入してください。その場合，それぞれの納税証明書の提出は必要ありません。

(4) 提出方法

原則持参としますが，郵送も可能です。ただし，郵送の場合は，簡易書留等の発送の事実が容易に確認できる方法に限定し，受領後に海田町からの連絡ができるよう封筒に電話番号及び担当者名を記入してください。

4 募集及び業務委託に関する要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は，企画提案書の提出締め切り時点で，次に掲げる各号の全てに該当する者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないもの（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 19 の指定一般相談支援事業所，又は同法第 51 条の 20 の指定特定相談支援事業所を運営する，民間企業，N

ＰＯ法人及びその他の法人であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有しているもの。

- (3) 町の障害福祉行政をよく理解し、積極的に協力できるもの。
- (4) 障害者総合支援法その他関係法令、厚生労働省及び広島県からの通知通達等及び指導を遵守できるもの。
- (5) 法人税、消費税及び地方税を滞納していないもの。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 企画提案書の記載事項

別添仕様書を遵守した内容とするとともに、審査項目及び次の内容についても留意してください。

- (1) 企画提案書には、方針、手法、効果等について詳細に記載してください。
- (2) 実施人員体制や支援員の能力研鑽の取組についても説明してください。
- (3) 各事業の実施計画については、事業全体の実施計画を策定し、目標及びそれを達成するための具体的方策等を必要な支援制度等を含めて提案してください。

6 提出に係る注意事項

- (1) 企画提案にかかる費用については、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返還しません。また、資料の差替・変更は認められません。ただし、町が補正を求めた場合又は補足書類を求めた場合にはこの限りではありません。
- (3) 審査が円滑に実施できるよう、提出資料にはインデックスを使用する等の工夫をしてください。
- (4) 採用した提案の著作権は、町に帰属するものとします。
- (5) 採用した提案は、町により、内容の一部を変更することがあります。
- (6) 説明会は期日（令和6年12月16日（月）正午）までに希望者がなかった場合、開催しません（説明会の日程は別途通知します。）。
- (7) 質問は電子メールにより行い、メール送付（到着）確認のために必ず電話してください（「8 問い合わせ先」参照。）。

回答は随時全ての申込者に対し、「企画提案参加申込書」に記載された電子メールアドレス宛に回答します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答することがあります。

質問書提出期限：令和6年12月19日（木）17時まで（必着）

7 審査方法等について

- (1) 提出された企画提案書等により，第1次審査として書類審査（令和7年1月中旬予定）を実施し，5者を選定します。ただし，応募者が5者以下の場合，第1次審査は実施しません。
- (2) 書類審査で選定された5者に対して，第2次審査としてプレゼンテーションを実施し，1者を選定します（実施時間等は別途通知します。）。
なお，提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査は実施します。基準点を60点とし，プレゼンテーション審査の評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ受託候補者とします（満たさない場合は該当なし。）。
- (3) 審査の内容は公表しません。
- (4) 審査結果については，文書により通知します。

8 問い合わせ先

海田町福祉保健部社会福祉課

〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

電 話 082-823-9207

FAX 082-823-9627

e-mail hukushi@town.kaita.lg.jp